

個表（支援業務の概要等）

指 定 番 号	千葉県支援法人第 0008 号	
指 定 年 月 日	平成 31 年 4 月 16 日	
法 人 の 名 称	株式会社 C a s a	
支援業務を行う事務所の所在地	東京都新宿区西新宿二丁目 6-1 新宿住友ビル 30 階	
連 絡 先 （ T E L ）	03-6863-3964	
支 援 業 務 を 行 う 区 域	千葉県全域	
対象とする住宅確保要配慮者	<input checked="" type="checkbox"/> 低額所得者 <input checked="" type="checkbox"/> 被災者 <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者 <input checked="" type="checkbox"/> 障害者 <input checked="" type="checkbox"/> 子どもを育成する者 <input checked="" type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> 中国残留邦人 <input type="checkbox"/> 児童虐待を受けた者 <input type="checkbox"/> ハンセン病療養所入所患者	<input checked="" type="checkbox"/> DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者 <input checked="" type="checkbox"/> 拉致被害者 <input checked="" type="checkbox"/> 犯罪被害者 <input type="checkbox"/> 保護観察対象者 <input checked="" type="checkbox"/> 激甚災害が発生した日にその区域内に居住していた者 <input checked="" type="checkbox"/> 生活困窮者自立支援法に基づく援助を受けている者
	支援業務の範囲	<input type="checkbox"/> 相談対応（緊急時対応を含む）及び居住支援サービスのコーディネートに関する業務 <input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保証 <input type="checkbox"/> 安否確認・見守り <input type="checkbox"/> 緊急連絡先の提供 <input type="checkbox"/> 家財整理・家財処分 <input type="checkbox"/> 死後事務受任 <input type="checkbox"/> その他知事が認めるもの （ ） <input checked="" type="checkbox"/> 上記のほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 4 2 条各号に掲げる保証、情報の提供、相談その他の援助又はこれに附帯するもの （賃貸住宅や緊急連絡先の紹介などの住替え等に関する支援（賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供）、相談対応及び公的支援を受けるための伴走、食糧支援並びに就労支援（生活の安定及び向上に関する情報の提供、その他の援助）

（注意事項）

1. 「支援業務の対象とする住宅確保要配慮者」欄に記載のある住宅確保要配慮者は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 2 条及び同施行規則（平成 29 年国土交通省令第 63 号）第 3 条の規定に基づく住宅確保要配慮者を省略して記載したものです。